

県指定文化財 多坐弥志理都比古神社本殿 素屋根解体等工事 仕様書

I 総則

1. 工 事 名 称 県指定文化財 多坐弥志理都比古神社本殿 素屋根解体等工事
2. 工 事 場 所 磯城郡田原本町大字多 多坐弥志理都比古神社境内地内
3. 工 事 期 間 着工：契約締結後
完了：令和 9 年 2 月 26 日
4. 工 事 概 要 県指定文化財 多坐弥志理都比古神社本殿の解体修理工事に係り、素屋根及び休憩所の解体工事（仮設電気・給排水設備含む）、防災設備復旧工事及び土間復旧・排水溝整備工事を行う。
5. 一般事項
 - 1) 本工事は奈良県契約規則に準拠して実施すること。
 - 2) この仕様書は工事の概要を示すものであり、施工に際して、設計書に明記のない事項及び疑問を生じた場合は、すべて係員の指示に従って誠実に工事を遂行すること。
 - 3) 比較的軽微と思われる、仕様変更に伴う資材及び工数の増が生じた場合も、請負金額は変更しない。
 - 4) 本工事は県指定文化財 建造物公開修復事業の一環であることを認識し、その価値を損なわぬよう作業には細心の注意を払うこと。
 - 5) 施工にあたっては請負者の現場担当者を定め、係員と工事工程を綿密に協議のうえ、工事の進行・調整を計ること。
 - 6) 工事に使用する材料はすべて担当係員の検査を受け、合格したものだけを使用すること。
 - 7) 工事場の管理は関係法規に従い、指定場所以外での火気の使用及び喫煙等は一切禁止する。又火災防止、人身事故等の防止には万全を期すること。
 - 8) 施工に際しては、既存の設備、地盤、植栽などに損傷を与えぬよう万全を期し、万一損傷させた場合は材料、手間ともに請負者の負担により復旧すること。
 - 9) 工事は原則として、月曜・日曜・祝祭日は休業とし、作業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとすること。
 - 10) 工事写真は、着工前・作業中・工事完了後にそれぞれカラーで撮影し、成果物として写真帳及び写真データを格納したＣＤ－Ｒ各 2 部を提出すること。なお、ヘルメットを着用していない様子が写っている写真は、成果物として認めないので注意すること。
 - 11) 工事完了後は、不要な残材等は搬出・処分し、跡片付け・清掃を行うこと。

Ⅱ 工事概要

1. 文化財の概要

名 称：県指定文化財（建造物）多坐弥志理都比古神社本殿

構造形式：第一殿より第四殿にいたる四棟から成る、各一間社春日造、銅板葺

主要寸法（4 殿とも同規模）

区 分		摘 要	寸 法
身 舎	桁 行	柱真々	2.45 m
	梁 間	柱真々	2.12 m
	軒 の 出	柱真より茅負外下角まで	0.93 m
	軒 高	土台上端から茅負外下角まで	3.10 m
	棟 高	土台上端から箱棟上端まで	5.65 m
庇	桁 行	柱真々	2.12 m
	梁 間	柱真々	1.66 m
	軒 の 出	柱真から茅負外下角まで	1.08 m
	軒 高	土台上端から茅負外下角まで	2.57 m
平 面 積			8.74 m ²

2. 工事内容

A 素屋根・休憩所解体

① 規模・構造

【素屋根】

1. 規模

桁行 23.40m、梁間 10.80m、軒高 8.98m、棟高 12.23m、建築面積 252.72 m²、棚足場面積 155.22 m²、架面積 622.64 m²、屋根面積 341.46 m²、外部スロープ 9.20m

2. 構造

切妻造、単管組、組手クランプ締め、継手ピンジョイント継ぎ、壁面メッシュシート張り（一部波形カラー鉄板及び硬質塩化ビニル板張り）、棚床面足場板張り、屋根面波形カラー鉄板及び硬質塩化ビニル板張り

【休憩所】

1. 規模

桁行 5.40m、梁間 3.60m、建築面積 19.44 m²、平屋建て

2. 構造

組立式仮設ハウス、基礎はコンクリートブロックをモルタルで据付け、床は合板捨張りにクッションフロアと合板を重ね張り、壁及び天井は化粧合板仕上げとして断熱材を挿入。建具はアルミサッシ。

架線により素屋根から休憩所へ電力を引込み、屋内配線として LED 照明及びコンセントを設置。

拝殿東北の既設水道設備から分岐し、止水弁及び水道メーターを設置し、休憩所に設置する流し台へと配管。配管には保温筒を処置し、拝殿西側の通路を横断する区間においては埋設。

休憩所の排水管を境内西面の接道側溝へと導き、中途に溜枳を設置。排水管は径 65mm の硬質ポリ塩化ビニル管を使用して一部埋設。

② 施工

素屋根及び休憩所解体に先立ち、参拝者及び通行者に配慮して作業区域を設定し、バリケードや案内板の設置及び誘導員の配置により、参拝者及び通行者の安全を図る。

解体は組立順序を考慮し、倒壊や落下などが生じないよう作業の安全を図りつつ順序よく行う。特に、資材や工具などを落下させないよう慎重に作業し、危険な作業は行わないこと。

解体作業に際して本殿及びその周辺建物・工作物等を破損・汚損させた場合は、請負者の責任において現状復旧を行うこと。また、解体時において釘・ビスなどが場内に残らないように作業を行うこと。

③ 解体資材の選別・処分等について

解体した資材は、材料・寸法別に仕分けて荷積みしやすいように結束する。素屋根の解体資材は買取りまたは廃棄処分とし、休憩所の解体資材はなら歴史芸術文化村（奈良県文化財保存事務所 保存修理・人材育成係 勤務所）への運搬とする。なお、廃材の処分に関しては、請負者が責任をもって行い、関連法規に従って厳格に処理する。廃棄後は、マニフェストの写し等、処理が正しく完了したことが分かる書類を提出する。

④ 危害防止

危害防止及び衛生に関しては、労働基準法・同施工規則、労働安全衛生法・同施工規則等関連法規に準拠し、請負者の責任において有効な安全対策、防火対策を講ずる。

B 防災設備復旧工事

各殿とも、差動式スポット型感知器を縁下に 3 箇所、外陣天井に 1 箇所、赤外線式スポット型感知器を軒下に 3 箇所設置する。取付け方は建物に極力影響を与えない方法とし、取付け前に係員と協議の上決定する。取付け後には動作試験を行い、正常に機能することを確認する。ボックスや立上げ管の設置箇所等についても係員と協議の上決定する。その他、電線等についても極力目立たないように配慮して施工すること。電線・器具等は全て日本工業規格品を用いて、消防法及びその他関係法令の基準日従って施行する。防災設備の設置、改修に係る官公庁手続きについては、請負者が行うこと。

C 土間復旧・排水溝整備工事

① 概要

軒内土間の復旧及び背側面排水溝・各殿間雨落ち溝の整備を行う。なお、本工事は多遺跡内での実施となるため、田原本町埋蔵文化財担当者と事前協議の上、必要に応じて立会のもと工事を行う。

② 軒内土間

既存の漆喰たたき上に、30mm 厚程度の樹脂モルタルを施工し、砂まき仕上げとする。既存の漆喰たたきは保護のため可能な限りすき取らないこととするが、礎石高の関係ですき取りが必要な箇所がある場合、関係各所と協議の上了承を得て行う。

なお事前に、軒内土間と土台の間に狭間石を施工する。狭間石は加工石とし、色味や仕上げは現地で係員と協議の上決定する。

③ 排水溝（背面・第一殿東側面・第四殿西側面）

排水溝は、溝底のコンクリートを解体して深掘りし、石垣外排水の暗渠に向け水勾配を確保し整地する。その上に碎石を敷き均し、コンクリートを打ち直す。暗渠の水勾配は 1/50 程度確保することとし、既存土管を塩ビ管に変更する。

④ 各殿間の雨落ち溝及び神饌設置場所

溝底の土はすき取って背面排水溝への水勾配を確保した上で、50mm 厚のモルタルを打設する。その上に 2 寸大の玉砂利（御浜石または那智石）を入れる。玉砂利の種類は係員と協議して決定する。

背面排水溝との境に布設している縁石を 1 個ずつ（計 3 個）撤去する。

両脇の縁石（コンクリートの立ち上がり）については解体し、延べ石に変更する。延べ石は既存の縁束石に干渉しないよう位置や形状を調整し、天端高さは正面の葛石と合わせる。延べ石は御影石で、幅 150mm、高さ 120mm、鑿切り仕上げを標準とする。

第二・三殿間正面にある神饌設置場所については、上層の既存コンクリートを撤去の上、下層の漆喰たたき上に樹脂モルタル砂まき仕上げとし、その上に玉砂利を入れ、雨落ち溝の玉砂利高さと合わせる。下層の漆喰たたきは保護のため可能な限りすき取らないこと。神饌設置場所と雨落ち溝の間にある盛上げ部分も同様の処置を施す。神饌設置場所の両脇は、既存コンクリート及び漆喰たたきを撤去の上、雨落ち溝の延べ石を正面の葛石まで通す。また、神饌設置場所への降水を背面に流すため、盛上げ部分の両脇下にそれぞれ水抜き穴を設ける。

以上の内容に関して不明な点は下記へ F A X にて問い合わせること。

奈良県文化財保存事務所 保存修理・人材育成係

担当：金子・豆越・板東

TEL 0743-86-4483

FAX 0743-86-4920